

# 令和3年第3回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年3月23日(火) 午後2時
- 2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室
- 3 出席した委員

## 農業委員

- 1 番 岡 森 喜与一
- 2 番 上和野 忠 一
- 3 番 一本木 孝 久
- 4 番 山 本 長 栄
- 5 番 上 野 哲
- 6 番 小赤澤 悦 子
- 7 番 佐々木 秀 子
- 8 番 新 田 善 男
- 9 番 木 村 正 美
- 10 番 諏 訪 剛 郎
- 11 番 八丁野 よし子

## 農地利用最適化推進委員

- |     |         |
|-----|---------|
| 雫 石 | 小谷地 明 弘 |
| 雫 石 | 長 坂 則 雄 |
| 雫 石 | 細 川 仁   |
| 雫 石 | 田 村 國 彦 |
| 御 所 | 藤 本 伸   |
| 御 所 | 米 澤 正 記 |
| 御 所 | 川 口 英 敏 |
| 御 所 | 細 川 健 一 |
| 西 山 | 高 橋 浩 之 |
| 西 山 | 岡 本 忠 美 |
| 西 山 | 野々村 正 男 |
| 西 山 | 櫻 田 一 夫 |
| 西 山 | 葛根田 善 栄 |
| 御明神 | 伊 藤 庄 一 |
| 御明神 | 林 尻 勇 人 |
| 御明神 | 中 村 守 男 |
| 御明神 | 石 塚 正 美 |
| 御明神 | 横 欠 初 男 |

## 4 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地  
判断に対する可否決定について

第8 議案第6号 令和3年度農作業標準賃金額の設定について

第9 議案第7号 令和3年度下限面積(別段の面積)の設定について

第10 議案第8号 農業委員会事務局職員の任免について

## 5 職務のため出席した職員

- |      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 上 村 光 俊 |
| 主 査  | 高 橋 直 也 |
| 主 査  | 上 路 里 子 |

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員18名、計29名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第3回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては11番、八丁野よし子委員、10番、諏訪剛郎委員、細川仁推進委員、川口英敏推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、川口英敏推進委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、細川仁推進委員をお願いします。

川口 推進委員

農地転用完了の番号1、2について、調査報告をいたします。

始めに番号1についてですが、場所は11ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約600m向かった場所に位置します。こちらは、〇〇を新築する目的で申請され、平成30年8月の総会で審議し令和2年11月に完了ということで、現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

次に番号2についてですが、場所は12ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約270m向かった場所に位置します。こちらは、〇〇を新築する目的で申請され、令和2年9月の総会で審議し本年3月に完了ということで、現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

細川 推進委員

現状変更の番号1について、調査報告をいたします。場所は11ページにあります『現状変更：〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。現地を確認したところ、申請地の畑は周囲の土地より約1mほど高い場所にあり、利用するには使いづらい状況であることを確認して参りました。今回の計画では、現在の高さから約80cm低くし、その後は畑として利用する計画ですので、周辺農地への影響は問題ないものと思われます。また、切土による周辺への影響も無いものと確認して参りました。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により  
当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には2番、上和野忠一委員、3番、  
一本木孝久委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議  
ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求め  
ます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、  
田1筆、面積2, 153㎡について、子の〇〇と農業者年金受給のため新規に使用貸借しようとするものであります。

番号2、〇〇が所有する、田9筆、畑2筆、面積計17, 017㎡  
について、子の農業者年金受給のため孫の〇〇と新規に使用貸借しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われれます。なお、

別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を11番、八丁野よし子委員、番号1と番号2を細川仁推進委員にお願いします。

11番 八丁野委員

現地調査全般についてご報告いたします。3月16日、第3班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

細川 推進委員

番号1、2についてご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は34ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から南へ約800mの場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料1の1～2ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが新規で農業者年金を受給するため、子の〇〇さんと使用貸借を行うものです。また、番号2については番号1と関連するため続けてご報告いたします。場所は、先ほどの場所からさらに南へ連なる一帯の場所で、詳細な位置などは、別冊資料1の1～4ページをご確認ください。こちらの案件は、〇〇さんがこれまで年金受給のため〇〇さんと使用貸借しておりましたが、番号1のとおり〇〇さんが年金受給のため〇〇さんに経営移譲することとなったことから、これまで勝美さんと使用貸借していた農地を、孫にあたる〇〇さんと使用貸借するものだと聞いております。現地については適切に管理されており、また、利用状況が変わるものでもないことから問題はないものと思われま

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が自己所有地、田1筆、面積2,051㎡を〇〇のための農業用施設用地として転用しようとするものであります。この案件については、一昨年から事業を計画しており農振農用地ということで、昨年春に農業用施設用地への用途変更をした農地であります。本年1月に事務局で現地近くをとおりにかかった際に、既に〇〇などが整備され事前着手が確認されたことから、本人を事務局にお呼びし事情を聴いたところ「農繁期に入り多忙になったことと雪が降る前に〇〇の整備を急いだため農地転用の手続きを失念し事前着手をしてしまいました」とのこと、「今後はこのようなことがないよう肝に銘じ、農地法等を遵守して農地の手続きが済むまでは当該土地に一切手を加えないことを誓約いたします」という旨の始末書が提出され申請に至ったものであります。本件について、当該農地は農振法に規定する農用地区域内の農地であります。農業用施設への転用であり、事前に申請していれば農地法の基準を満たしている案件であることから追認案件となります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、11番、八丁野よし子委員にお願いします。

11番 八丁野委員 番号1について、ご報告いたします。場所は35ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇の入り口にある場所になります。詳細な位置などは、別冊資料1の5～10ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが自己所有地に〇〇の整備を行う計画で申請があったため、現地を確認して参りました。現地については、先ほど事務局から説明がありましたとおり、事前着手されておりました。現地では本人にも立会いただき、様々とお話を伺うことが出来ました。農繁期と施工予定していた時期が重なったことで、転用の手続きについて

は失念してしまい深く反省しておりました。始末書も提出されており、また、事前に申請していれば要件を満たしている案件でもあったことから、現地確認班ではやむを得ないものと見て参りましたが、委員皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「挙手多数」

議 長

挙手多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1と番号2に分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。  
初めに農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1の許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、畑1筆、面積305㎡について、〇〇新築のため、娘の夫である〇〇と使用貸借しようとするものであります。本案件について、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、集落に接続して設置される〇〇であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にて

この申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、10番、諏訪剛郎委員にお願いします。

10番 諏訪委員

番号1についてご報告いたします。場所は34ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約200m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料1の11～17ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの娘の夫である〇〇さんが、〇〇を新築するという内容で農地転用の申請があったため、現地を確認して参りました。現地については適切に保全管理され、申請箇所には分筆後の境界杭が設置されており、また、隣接地も親族の所有地であることから、周囲に与える影響も少なく問題ないものと思われれます。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1について、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号2を議題といたします。この議案については6番、小赤澤悦子委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(6番 小赤澤 悦子 委員 退席)

議 長

それでは、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局

引き続き許可申請事項について説明いたします。番号2、〇〇が所

有する田1筆、面積4,887㎡について、〇〇付帯施設として〇〇を新設するため、〇〇と賃貸借するものであります。本案件について、申請農地は市街地に近接した小集団の農地であることから第2種農地に該当し代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、10番、諏訪剛郎委員にお願いします。

10番 諏訪委員

番号2についてご報告いたします。場所は34ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の18～21ページをご覧ください。本件は、〇〇が運営している〇〇の付帯施設として、サービスの向上を図ることを目的に〇〇を整備するとのことで、農振除外の手続きを終えて申請がされたものです。現地を確認したところ、これまで草地として利用されていたということで保安全管理されており、土地のまわりには〇〇施設用地しかなく、周囲に与える影響もないことから問題ないものと思われま。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号2について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めま。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号、番号2について、原案のとおり決定いたしました。

(6番 小赤澤 悦子 委員 着席)

議 長

日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めま。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。



(議案書朗読説明)

番号 1、〇〇継が所有する田 2 筆、面積計 4, 2 2 5 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 2、〇〇が所有する畑 3 筆、面積計 1 8, 3 5 1 m<sup>2</sup>について、  
〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号 3、〇〇が所有する田 1 2 筆、面積計 1 9, 2 0 4 m<sup>2</sup>について、

番号 4、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 5, 2 8 0 m<sup>2</sup>について、

番号 5、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 4, 4 0 1 m<sup>2</sup>について、

番号 6、〇〇が所有する田 4 筆、面積計 9, 1 6 4 m<sup>2</sup>について、

番号 7、〇〇が所有する田 4 筆、面積計 4, 7 5 3 m<sup>2</sup>について、

番号 8、〇〇が所有する田 4 筆、面積計 6, 5 0 3 m<sup>2</sup>について、

番号 9、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 5, 0 6 9 m<sup>2</sup>について、  
〇〇とそれぞれ利用権を再設定するものであります。

番号 1 0、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 5, 1 6 6 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号 1 1、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 4, 2 8 3 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号 1 2、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 4, 3 2 4 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号 1 3、〇〇が所有する田 6 筆、面積計 7, 4 8 8 m<sup>2</sup>について、

番号 1 4、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 4, 5 1 2 m<sup>2</sup>について、  
〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

番号 1 5、〇〇が所有する田 6 筆、面積計 1 8, 2 9 5 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号 1 6、〇〇が所有する、田 7 筆、面積計 2 3, 1 3 3 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 1 7、〇〇が所有する田 8 筆、面積計 1 5, 7 7 1 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 1 8、〇〇が所有する田 5 筆、面積計 6, 6 1 9 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 1 9、〇〇が所有する田 1 筆、面積 2, 6 3 8 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 2 0、〇〇が所有する田 9 筆、面積計 3 0, 3 1 5 m<sup>2</sup>について、  
〇〇と。

番号 2 1、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 4, 6 6 6 m<sup>2</sup>について、  
〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

番号 2 2、〇〇、法定相続人、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 2, 0  
8 7 m<sup>2</sup>について、〇〇と。

番号 2 3、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 3, 1 1 1 m<sup>2</sup>について、  
〇

○とそれぞれ利用権を再設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については、省略いたします。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。  
日程第7、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案につきましては昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和2年7月22日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆について。

番号2、〇〇が所有する畑2筆について。

番号3、〇〇が所有する畑1筆について。

番号4、〇〇が所有する畑2筆について。

番号5、〇〇が所有する畑2筆について。

番号6、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号7、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号8、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号9、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号10、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号11、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号12、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号13、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号14、〇〇が所有する畑2筆について。  
番号15、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号16、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号17、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号18、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号19、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号20、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号21、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号22、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号23、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号24、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号25、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号26、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号27、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号28、〇〇が所有する畑2筆について。  
番号29、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号30、〇〇が所有する畑2筆について。  
番号31、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号32、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号33、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号34、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号35、〇〇が所有する畑2筆について。  
番号36、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号37、〇〇が所有する畑1筆について。  
番号38、〇〇が所有する畑2筆について。  
番号39、〇〇が所有する畑1筆について。

番号40、〇〇が所有する畑1筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところでもあります。それから補足となりますが、番号4の2筆目以降の土地につきましては〇〇の仮登記関連の農地で、〇〇がその権利の譲渡を受けており、ほとんどが利用されなくなってから数十年以上経過し、山林原野化が進んでいることから、今年度、長山地区の調査班において重点的に調

査したものであります。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第6号、令和3年度雫石町農作業標準賃金額の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

令和3年度農作業標準賃金設定の(案)でございます。賃金設定につきましては、令和3年3月5日に農作業標準賃金検討委員会を開催し、検討委員として、学識経験者6名、農家代表として委託者・受託者10名の方に出席していただき、委員の皆様にご審議をしていただき、検討委員会としての案を決定していただきました。検討の結果、岩手県の最低賃金は令和2年10月に改正され、日額6,320円から6,344円になりましたが、今年度の人力の部の標準額は最低賃金を上回っているため、人力の部の標準額は変更なしで決定していただきました。次に、人力の部の表の下に、現在の県の最低賃金を掲載し、改定により最低賃金が標準額を上回った場合は、標準額が最低賃金額以上の金額としていただくように、一文を加えております。そのほかの作業料金については今年度から変更なしで決定していただきました。次に、留意事項の金額表示についてですが、令和3年4月1日から税込価格の表示が義務化されることと、請負の部の標準額が税込価格となっており、統一した表記にしたほうが分かりやすいのご意見をいただき、税込表示に改めるものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第6号、令和3年度雫石町農作業標準賃金額の設定について、  
原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第7号、令和3年度下限面積（別段の面積）の設定  
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

令和3年度下限面積（別段の面積）の設定について、平成21年1  
2月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定めら  
れる基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの  
面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めたとところによ  
り、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の  
下限面積として設定できることとなりました。「農業委員会の適正な事  
務実施について」(20経営第5791号、平成21年1月23日付け  
農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改  
正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正  
の必要性について審議することとなっております。このため、令和3  
年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いた  
します。

(1) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針、現行の下限面積（別段の面積）10アールの変更は行わない。  
理由、新規就農者の多様な参画により農地の保全や農地の有効利用  
が必要なためであります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ご  
ございませんか。

9番 木村委員           ここ5年間で、この10アールを使って新規参入した就農者の中で、辞めた人がいるかどうか教えていただきたい。

事務局                   10アール取得した方は平成28年度16人、平成29年度0人、平成30年度1人で、令和元年度、令和2年度はありません。農業を止める場合の届出等は特にありませんが、知っている限りでは皆さん継続されています。

9番 木村委員           平成30年度の1人以降は、この10アールを適用して新規参入した人はないということですね。

事務局                   そうです。

議長                   ほかにございませんか。

(なし)

議長                   なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第7号、令和3年度下限面積（別段の面積）の設定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員                   「全員挙手」

議長                   全員挙手であります。よって議案第7号は原案のとおり決定いたしました。  
ここで暫時休憩します。

議長                   休憩を解いて会議を再開します。  
日程第10、議案第8号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局                   ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

農業委員会事務局職員の任免について。

1. 任用する職員、主任、四ツ家広衣。令和3年4月1日付での任用でございます。

2. 町長部局に出向を命ずる職員、主査、上路里子。令和3年4月1日付での出向でございます。

3. 昇任する職員、主任、川村佳樹。令和3年4月1日付での昇任

でございます。

4. 職務変更する職員、係長、高橋直也。令和3年4月1日付での変更でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。この案件は人事案件でありますので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと存じます。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、これより採決に入ります。議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員、主任、四ツ家広衣について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員 「全員起立」

議長 全員起立であります。よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員、主任、四ツ家広衣については、原案のとおり決定されました。

つづきまして、議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、2. 町長部局に出向する職員、主査、上路里子について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員 「全員起立」

議長 全員起立であります。よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、2. 町長部局に出向する職員、主査、上路里子については、原案のとおり決定されました。

つづきまして、議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、3. 昇任する職員、主任、川村佳樹について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員 「全員起立」

議長 全員起立であります。よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、3. 昇任する職員、主任、川村佳樹については、原案のとおり決定されました。

つづきまして、議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、4. 職務変更する職員、係長、高橋直也について、原案に同意の方の起立を求めます。

委員 「全員起立」

議長 全員起立であります。よって議案第8号、農業委員会事務局職員の任免のうち、4. 職務変更する職員、係長、高橋直也については、原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後3時10分

以上が令和3年3月23日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 3 月 23 日 開催

議長 会長

---

議事録署名人 2 番

---

3 番

---